

変更点一覧

①ひまわりワイヤレス L T E無線通信サービス契約約款

現行	改正
(当社が行う契約の解除) 第16条 2 当社は、契約者が第38条第1項（L T E無線通信サービスの提供停止）各号の規定に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらずインターネット接続サービスの利用停止をしないでそのインターネット接続サービスを解除することがあります。	(当社が行う契約の解除) 第16条 2 当社は、契約者が第38条第1項（L T E無線通信サービスの提供停止）各号の規定に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず L T E無線通信サービス の利用停止をしないでその L T E無線通信サービス を解除することがあります。
付則 (実施期日) 1 この約款は、2021年4月1日より実施いたします。 2 この約款は、2022年6月30日より実施いたします。 3 この約款は、2023年8月1日より実施いたします。 ＜ 追 加 ＞	付則 (実施期日) 1 この約款は、2021年4月1日より実施いたします。 2 この約款は、2022年6月30日より実施いたします。 3 この約款は、2023年8月1日より実施いたします。 4 この約款は、2023年10月2日より施行します。
ひまわりワイヤレスL T E無線通信サービス料金表 (料金等の支払い) 5 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法およびクレジットカード決済により支払うものとし、会社は請求書を発行しないものとします。ただし当社が提供する放送サービス、ケーブルインターネットサービス及びケーブルプラス電話サービスと同時に利用の場合に限り、同一の当社が指定する金融機関等に係る口座振替又はクレジットカード決済により支払うものとし、会社は請求書を発行しないものとします。また、利用料金その他の金融機関等の自動振替、クレジットカードによる支払について、領収書は発行しないものとします。 ＜ 追 加 ＞	ひまわりワイヤレスL T E無線通信サービス料金表 (料金等の支払い) 5 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法およびクレジットカード決済により支払うものとし、会社は請求書を発行しないものとします。ただし当社が提供する放送サービス、ケーブルインターネットサービス及びケーブルプラス電話サービスと同時に利用の場合に限り、同一の当社が指定する金融機関等に係る口座振替又はクレジットカード決済により支払うものとし、会社は請求書を発行しないものとします。また、利用料金その他の金融機関等の自動振替、クレジットカードによる支払については、 領収書の発行を求めた場合はこの限りではありません。当社は、契約者が利用明細紙面通知の発行を求める場合、1通につき料金表に定める費用を請求します。 6 加入者は、オプションサービス、手続きに関する費用及び解除料、第22条(無線機器の貸与)に定める貸与機器の損害賠償金その他の債務が発生した場合、これを前項の料金及び工事に関する費用に合算して加入者に請求するものとします。
付則 (実施期日) 1 この料金表は、2021年4月1日より実施いたします。 2 この料金表は、2022年6月30日より実施いたします。 3 この料金表は、2023年8月1日より実施いたします。 ＜ 追 加 ＞	付則 (実施期日) 1 この料金表は、2021年4月1日より実施いたします。 2 この料金表は、2022年6月30日より実施いたします。 3 この料金表は、2023年8月1日より実施いたします。 4 この料金表は、2023年10月2日より施行します。

②インターネット接続サービス契約約款（ひまわり光サービス / 同軸（HFC）サービス / 山間地域）

現行	改正
(料金及び工事に関する費用) 第32条 当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、料金表に規定する利用料金（以下「利用料金」といいます）とし、利用料金は、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて適用します。 2 当社が提供するインターネット接続サービスの工事（サービス提供時、変更時、並びに解除時）に関する費用は、当社が別に定める工事費とします。 ＜ 追 加 ＞ 3 当社は原則として契約者に対し、請求書、領収書、利用明細紙面通知の発行を行わないものとします。ただし、契約者が請求書、領収書の発行を求めた場合はこの限りではありません。当社は、契約者が利用明細紙面通知の発行を求める場合、1通につき料金表に定める費用を請求します。	(料金及び工事に関する費用) 第32条 当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、料金表に規定する利用料金（以下「利用料金」といいます）とし、利用料金は、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて適用します。 2 当社が提供するインターネット接続サービスの工事（サービス提供時、変更時、並びに解除時）に関する費用は、当社が別に定める工事費とします。 3 当社は、加入契約料金、引込工事及び特殊工事の費用、延滞金その他の債務が発生した場合、これを前項の利用料金に合算して加入者に請求します。 4 加入者は、前3項に定める利用料金等を加入申込書記載の指定期日に、会社が認めた金融機関口座およびクレジットカード会社から支払うものとします。 5 当社は原則として契約者に対し、請求書、領収書、利用明細紙面通知の発行を行わないものとします。ただし、契約者が請求書、領収書の発行を求めた場合はこの限りではありません。当社は、契約者が利用明細紙面通知の発行を求める場合、1通につき料金表に定める費用を請求します。
別表 附則 (実施期日)	別表 附則 (実施期日) 17 この約款は、2023年10月2日より施行します。

③ケーブルプラス電話利用規約

現行	改正						
第7条 利用料等の請求および支払 1. 契約者は約款により支払う義務を負う費用（約款に基づく割増金および遅延利息を含みます）を、当社の請求に基づき当社に支払うことを承諾するものとします。 ＜ 追 加 ＞ 2. 契約者が支払期日を経過しても本サービス料金および工事費等を支払わないときは、支払が完了するまでの間（支払期日経過後においても当社が支払の事実を確認できるまでの期間を含みます）、約款の定めに従い、本サービスを停止することがあります。 3. 前項について、契約者は、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合（1年未満の場合は1年を365日とする日割り計算とし、1円未満は切り捨てのものとします）で計算して得た額を遅延損害金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。	第7条 利用料等の請求および支払 1. 契約者は約款により支払う義務を負う費用（約款に基づく割増金および遅延利息を含みます）を、当社の請求に基づき当社に支払うことを承諾するものとします。 2. 当社は、工事費及びその他の債務が発生した場合、前項に定める費用に合算して契約者に請求します。 3. 契約者は、前1項に定める費用を加入申込書記載の指定期日に、会社が認めた金融機関口座およびクレジットカード会社から支払うものとします。会社は、原則として加入者に対し、請求書、領収書、利用明細紙面通知の発行を行わないものとします。ただし、加入者が請求書、領収書の発行を求めた場合はこの限りではありません。会社は、加入者が利用明細紙面通知の発行を求める場合、1通につき料金表に定める費用を請求します。 4. 契約者が支払期日を経過しても本サービス料金および工事費等を支払わないときは、支払が完了するまでの間（支払期日経過後においても当社が支払の事実を確認できるまでの期間を含みます）、約款の定めに従い、本サービスを停止することがあります。 5. 前項について、契約者は、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合（1年未満の場合は1年を365日とする日割り計算とし、1円未満は切り捨てのものとします）で計算して得た額を遅延損害金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。						
附則 本規約は2010年12月1日から適用します。 本規約は2023年7月1日から適用します	附則 本規約は2010年12月1日から適用します。 本規約は2023年7月1日から適用します 本規約は2023年10月2日から適用します						
光端末設備貸出サービスに関する契約条項 第3条 ホームゲートウェイ機器の使用および保管等 4. 前項の規定に拘らず、当社は、契約者の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失または毀損が生じたときは、契約者に対し、別表2「ホームゲートウェイ機器購入代金相当額」に定める額を請求できるものとします。	光端末設備貸出サービスに関する契約条項 第3条 ホームゲートウェイ機器の使用および保管等 4. 前項の規定に拘らず、当社は、契約者の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失または毀損が生じたときは、契約者に対し、別表3「ホームゲートウェイ機器購入代金相当額」に定める額を請求できるものとします。						
＜ 追 加 ＞ 別表2 ホームゲートウェイ機器購入代金相当額	別表2 オプションサービス <table><tr><th>種類</th><th>単位</th><th>料金額（月額）</th></tr><tr><td>利用明細紙面通知</td><td>1 通につき</td><td>100円（税込 110円）</td></tr></table> 別表3 ホームゲートウェイ機器購入代金相当額	種類	単位	料金額（月額）	利用明細紙面通知	1 通につき	100円（税込 110円）
種類	単位	料金額（月額）					
利用明細紙面通知	1 通につき	100円（税込 110円）					

④ケーブルライン利用規約

現行	改正						
第8条 利用料等の請求および支払 1. 契約者は約款により支払う義務を負う費用（約款に基づく割増金および遅延利息を含みます）を、当社の請求に基づき当社に支払うことを承諾するものとします。 < 追 加 > 2. 契約者が支払期日を経過しても本サービス料金および工事費等を支払わないときは、支払が完了するまでの間（支払期日経過後においても当社が支払の事実を確認できるまでの期間を含みます）、約款の定めに従い、本サービスを停止することがあります。 3. 前項について、契約者は、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合（1年未満の場合は1年を365日とする日割り計算とし、1円未満は切り捨てるものとします）で計算して得た額を遅延損害金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。	第8条 利用料等の請求および支払 1. 契約者は約款により支払う義務を負う費用（約款に基づく割増金および遅延利息を含みます）を、当社の請求に基づき当社に支払うことを承諾するものとします。 2. 当社は、工事費及びその他の債務が発生した場合、前項に定める費用に合算して契約者に請求します。 3. 契約者は、前1項に定める費用を加入申込書記載の指定期日に、会社が認めた金融機関口座およびクレジットカード会社から支払うものとします。会社は、原則として加入者に対し、請求書、領収書、利用明細紙面通知の発行を行わないものとします。ただし、加入者が請求書、領収書の発行を求めた場合はこの限りではありません。会社は、加入者が利用明細紙面通知の発行を求める場合、1通につき料金表に定める費用を請求します。 4. 契約者が支払期日を経過しても本サービス料金および工事費等を支払わないときは、支払が完了するまでの間（支払期日経過後においても当社が支払の事実を確認できるまでの期間を含みます）、約款の定めに従い、本サービスを停止することがあります。 5. 前項について、契約者は、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合（1年未満の場合は1年を365日とする日割り計算とし、1円未満は切り捨てるものとします）で計算して得た額を遅延損害金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。						
附則 本規約は2010年12月1日から適用します。 本規約は2023年7月1日から適用します < 追 加 >	附則 本規約は2010年12月1日から適用します。 本規約は2023年7月1日から適用します 本規約は2023年10月2日から適用します						
光端末設備貸出サービスに関する契約条項 第3条 ホームゲートウェイ機器の使用および保管等 4. 前項の規定に拘らず、当社は、契約者の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失または毀損が生じたときは、契約者に対し、別表2「ホームゲートウェイ機器購入代金相当額」に定める額を請求できるものとします。	光端末設備貸出サービスに関する契約条項 第3条 ホームゲートウェイ機器の使用および保管等 4. 前項の規定に拘らず、当社は、契約者の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失または毀損が生じたときは、契約者に対し、別表3「ホームゲートウェイ機器購入代金相当額」に定める額を請求できるものとします。						
< 追 加 >	別表2 オプションサービス <table><tr><th>種類</th><th>単位</th><th>料金額（月額）</th></tr><tr><td>利用明細紙面通知</td><td>1通につき</td><td>100円（税込 110円）</td></tr></table>	種類	単位	料金額（月額）	利用明細紙面通知	1通につき	100円（税込 110円）
種類	単位	料金額（月額）					
利用明細紙面通知	1通につき	100円（税込 110円）					
別表2 ホームゲートウェイ機器購入代金相当額	別表3 ホームゲートウェイ機器購入代金相当額						